

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年11月11日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

**新潟県人事委員会規則第6-1786号**

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（規則第6-470号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第1</b> （第2条、第3条関係） 特 地 勤 務 手 当 級 別 区 分			<b>別表第1</b> （第2条、第3条関係） 特 地 勤 務 手 当 級 別 区 分		
所在地	公 署	級別区分	所在地	公 署	級別区分
(略)			(略)		
(略) 十日町市	(略) (略)	2級地	(略) 十日町市	(略) (略) <u>十日町警察署湯本駐在所</u> <u>十日町警察署浦田駐在所</u>	2級地
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)			(略)		

**附 則**

この規則は、平成28年11月14日から施行する。